

第五十一回 参議院大蔵委員会会議録第二十四号

昭和四十一年五月二十六日(木曜日)
午前十時三十四分開会

出席者は左のとおり。

委員長 徳永 正利君
理事 青柳 広為君
藤田 正明君
柴谷 要君
中尾 辰義君

説明員 大蔵省証券局長 加治木俊道君
大蔵省銀行局長 佐竹 浩君
事務局側 法務省民事局第 四課長 味村 治君
常任委員会専門員 坂入長太郎君

委員

| | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|----------|-------|
| 伊藤 五郎君 | 植木 光教君 | 大竹平八郎君 | 栗原 祐幸君 | 木暮武太夫君 | 西郷吉之助君 | 西田 信一君 | 木村禎八郎君 | 田中寿美子君 | 戸田 菊雄君 | 成瀬 嘉治君 | 野溝 勝君 | 北條 五郎君 | 瓜生 須藤 小林 | 須藤 章君 |
| 鶴山威一郎君 | 竹中 恒夫君 | 福田 起夫君 | | | | | | | | | | | | |
| 政府委員 | 大蔵大臣 | 大蔵政務次官 | 大蔵省主計局次 | 長 | | | | | | | | | | |

○委員長(徳永正利君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。
それでは、公認会計士法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。
○野溝勝君 質疑のおありの方は順次御発言願います。
○野溝勝君 すわって失礼ですが、数字のことが出ますから、すわってこのままで質問いたします。

質疑のおありの方は順次御発言願います。
○野溝勝君 すわって失礼ですが、数字のことが出ますから、すわってこのままで質問いたします。

○委員長(徳永正利君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。
それでは、公認会計士法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(徳永正利君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。
それでは、公認会計士法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

○野溝勝君 すわって失礼ですが、数字のことが出ますから、すわってこのままで質問いたします。

○政府委員(加治木俊道君) この粉飾経営が完全に一掃できるかどうかという問題は、単にまあ制度面だけの手当てではたしてそれが実効が得られるかどうか。まあ制度面においては、できるだけそういう意図をもつて十分な、少なくともこの段階ではこの程度のことはいたしたいということを御審議願っているわけござりますけれども、やはり何といっても経営者自体の自覚といふものが先行しなければ、いかなる制度ができましても、承ができます。前の国会におきまして、たびたび私は申し上げておいたのでございますが、いまのままでいくといふと、粉飾決算といふものがあり得るし、また統くと、こう思ったのです。ところが、御承知のことく、山陽特殊鋼の問題であるとか、あるいは山一証券の問題であるとか、各方面で粉飾決算の問題が起きまして、大蔵当局といたしましては、この情勢に対処するためにここに改正案が出されたと思うのです。そもそも証券引法の有価証券届け出制による企業の財務処理について公認会計士が的確な監査証明をなし、これにより投資家に対して正しい判断の資料を提

供して投資家を保護しようとする、この点に重点を置きまして、改正案を出されたと思うのでござりますけれども、これで粉飾決算が完全に解決するというふうに考えられて出されたのでありますか、まだまだこういう点には手を入れたいが現在の段階ではこの程度の改正案でよいだろうという判断のもとに出されたのですか、その点をまず当局からお伺いしておきたいと思います。

なお、ここで申し上げておきますが、あなたが公認会計士協会長並びに経団連の石坂君ですかを呼んで、今回の改正案に対する協力を求められたというが、どういう点を求められたのでありますか、あわせてこの際証券局長からお伺いしておきたいと思います。

○政府委員(加治木俊道君) この粉飾経営が完全に一掃できるかどうかという問題は、単にまあ制度面だけの手当てではたしてそれが実効が得られるかどうか。まあ制度面においては、できるだけそういう意図をもつて十分な、少なくともこの段階ではこの程度のことはいたしたいということを御審議願っているわけござりますけれども、やはり何といっても経営者自体の自覚といふのが先行しなければ、いかなる制度ができましても、現実の姿といふものは完全に改善されるということは期待できないと思うのであります。経営者は株主に対する責任上、かりに何らのそういう制度がないと、粉飾決算といふものがあるままでいくといふと、粉飾決算といふものがあり得るし、また統くと、こう思ったのです。ところが、御承知のことく、山陽特殊鋼の問題であるとか、あるいは山一証券の問題であるとか、各方面で粉飾決算の問題が起きまして、大蔵当局といたしましては、この情勢に対処するためにここに改正案が出されたと思うのです。そもそも証券引法の有価証券届け出制による企業の財務処理について公認会計士が的確な監査証明をなし、これにより投資家に対して正しい判断の資料を提供してもらっている投資家には当然明瞭になりますから、そういう意味での経営者の自覚はかなり高まりつつあると思うのであります。幸いにして事態から、そういう意味での経営者の自覚はかなり高まりつつあると思うのであります。しかし、まだ現在の段階で、それではたして全く粉飾経理といふ事実が一掃されているかどうかといふと、

伺いしておきたい。というのは、証取法に基づいてできた公認会計士制度ですから、ここでちょっと証取法に關して聞いておきたい。その証取法にはまだ多くの疑問や問題点があるわけですね。私が言うまでもなく、新局長は御承知だと思うのですが、先般四十一年四月二十五日の財經詳報に見ると、あなたのほうの専門調査官宮内通雄君のバイカイに対する小論というものが出ておりますね。それを散見したんですが、そればかりでなく、多くその新聞や雑誌にも出ておりますが、このバイカイ

問題、あるいはころがしの問題等が、まだ未解決ですね。環境・条件の一つとしての証券市場の諸問題は非常に複雑ですね。ですから、この複雑な事情がまだ解明されておらない際に、特に公認会計士制度だけを取り上げても、粉飾決算の問題解消はなかなか容易でないと思うのです。でありますから、それらも十分考えた上にこういう改正案を出したのか、またそれもあらかじめ予見して出したのか、あるいは予見しておらなかつたのか、その間の事情をひとつ御説明願いたいと思う。

○政府委員(加治木直道君) 諸君の趣旨を若干

取り違えておつたかと思うのであります。私は現在の段階での制度面の改正というのは公認会計士法の問題に限定して申し上げたわけであります。が、おっしゃるとおり、資本市場の健全な発展ということは、当然、発行企業である企業の経理の適正化ということ、内容の公開、それから公認会計士の厳正な監査ということは一つの重要な条件であります。ですが、資本市場全体の健全な発展ということは、これだけでは決して十分であるとは考えておりません。したがって、流通市場における取引の公正さ、いま御指摘のありましたバイカイ等を含めて、ぜひともこれはできるだけ早い機会にわれわれとしても公正な結論を得たい。なお、証取法上、公認会計士業務、あるいは会社の届け出、あるいは報告、手続、あるいはこれに対する処理のしかたについても、なお検討の余地があると思います。その面についても、なお十分できるだけ近いうちに結論を得て、もし法律改正を必要とする場合には、ぜひ

とも御審議願いたい、かように考えております。
○野溝勝君　局長の答弁から見て、当局としても
深刻に考えておられるようございますから、私
はこれ以上との問題に觸れては質問をいたしませ
んが、こういうま申したよなことを真剣に考
えていかないと、公認会計士法を改正しただけでは、肝心なところには手が届かぬと言えましょ
う。先ほど前段におきました、企業家、事業家、実業
界の反省も必要だということを局長から言われま
したが、それとうらはらの問題になつております
から、こういう点は十分御留意を願いたい。私と
しては近い機会に証取法の第一次改正を必要だと
思つています。ただいまの局長の見解によりまし
て、大臣も同じ見解を持つておるといふならば、こ
の問題については、それで一応やめたいと思いま
すが、大臣の所見をこの際ひとつ聞いておきたい。
○國務大臣(福田赳夫君)　ただいま証券局長から
野溝先生にお答えした要旨を伺つたのですが、私
も同様に考えております。適正をあらゆる手段によ
つて期する、こういう方向でやっていきたい、
かように思います。

る原因はありますけれども、一番大きな原因は、無理して第二部に上場する、そういうことをやつたと思うのです。山一がまたその中心になつてこれをやつたので、それで山一に非常に無理が来てゐる。その他に山一に不当經理はたくさんありますよ。そればかりでなく、山一の經理を私は見ますよ。内容を見て驚いたのですが、あんな乱暴な經理をしているところはありませんよ。その中で一番山一に打撃を与えたのは、第一部の上場と関連しての問題です。そういう点を十分に検討しませんと、ですから、今後第二部の上場の問題と関連して、ことに第一部上場会社に非常に問題があります。そいうう点についてやはりっと現実に取れた検討をする必要があるのじゃないかと思ういます。そういう点で、無理があるのじゃないかと思うわけです。こういう法制的な整備もされることになります。ただ、これだけではとても直るものじゃないと思いますが、その点について、一点だけ関連質問ですから伺つておきたいと思います。今後どういうふうにその点について具体的に措置されるか。

現在のようないふうことになつておられます。しかし、この上場基準をいまここで改めるかどうかといふことは、いま申し上げましたような両方の觀点がござりますので、十分慎重に検討して定めなくてはなりません。したがつて、いまの段階で結論を持つております。しかし、問題があるということはわれわれは十分承知いたしておりますので、できるだけ御趣旨の線に沿つて検討してみたいと思つてゐるところは常に黒字であれといふことを言つてゐるわけではありません。かりに赤字があれば、赤字であるといふことの実態を明らかにした上で、投資家の判断によつて資本を提供してもららう。こうしたことあります。あの当時、非常に先行き、ことに中小企業の場合は大きな利益が期待できるような業態の場合があるわけであります。その辺の判断を間違つたというような面もあるかと思つますが、いずれにしましても、会社経理の公正、これを公開するという面においては、小なりといえども当然徹底さしていかなければならぬ、かように考えております。

済のことはおれにまかしておけなんといつて胸をばんとたたいて、まさしたところが……。ところで、池田さんも自民党的な総裁だった。いまの佐藤さんも総裁だ。自民党的政策の失敗ということだが、それを今日ここであまり言うと大臣としても答弁にいろいろ困るから、私は言わぬが、昔ながら、内閣はやめちゃったな、責任内閣としては。しかし、そんなことをここで言ってみても始まらぬから、私は言わぬが、しかし、こういう点は、大臣、真剣に考えたほうがよいと思う。だから、前にやつてみた高度経済成長政策の失敗は、強く政策の中に反省されて出てこなければならぬと思うのです。ところが、その反省のしかたが部分的なんだな。それでは、根本的に目的としておるところの投資家擁護であるとか企業の健全財政とかいうようなことは、ことばのようにはいかないと思うのです。

そこで、大臣にお聞きしたいのは、今回の公認

会計士法の改正だけによって、いまの資本主義経済における企業の粉飾決算という問題が解決するかどうかということなんだな。実業界、会社、そういうのがこの公認会計士制度改正と見合って反省ある態度、経営を示さなければならぬね。そこで、野溝勝君非常に大臣の決意はけつこうなんですが、その決意を実行に移すことは、あなた方のところよけいに負担を背負い込むというような点もあるのだね。大きな社会経済問題として、最後までたたるわけだ。こういう点から見ると、もの根本的な解決はとてもこの公認会計士制度の手直しだけではなかなか困難だと思うのです。だから、これはやはり事業家が反省をほんとうにしなければならぬが、その点を先ほど証券局長に聞いたのですが、証券局長は先般、経団連の会長や会計士協会の会長に厳重な通達をした、それはいいことありますが、大臣、その通達の中身はよく御存じだと思いますが、あなたの自身どういうふうに考えておられるか。実業界、財界ですね、その方面に対する見解をひとつお聞きしておきたい。こ

ことでそれを表明しておいていただけば、この公認会計士法の改正法の実施についても非常に、何とありますか、なめらかにいくと思うのですがね。○国務大臣(福田赳夫君)まことに、ごもつともな答弁にいろいろ困るから、私は言わぬが、昔ながら、内閣はやめちゃったな、責任内閣としては。しかし、そんなことをここで言ってみても始まらぬから、私は言わぬが、しかし、こういう点は、大臣、真剣に考えたほうがよいと思う。だから、前にやつてみた高度経済成長政策の失敗は、強く政策の中に反省されて出てこなければならぬと思うのです。ところが、その反省のしかたが部分的なんだな。それでは、根本的に目的としておるところの投資家擁護であるとか企業の健全財政とかいうようなことは、ことばのようにはいかないと思うのです。

そこで、大臣にお聞きしたいのは、今回の公認会計士法の改正だけによって、いまの資本主義経済における企業の粉飾決算という問題が解決するかどうかということなんだな。実業界、会社、そういうのがこの公認会計士制度改正と見合って反省ある態度、経営を示さなければならぬね。そこで、野溝勝君非常に大臣の決意はけつこうなんですが、その決意を実行に移すことは、あなた方のところよけいに負担を背負い込むというような点もあるのだね。大きな社会経済問題として、最後までたたるわけだ。こういう点から見ると、もの根本的な解決はとてもこの公認会計士制度の手直しだけではなかなか困難だと思うのです。だから、これはやはり事業家が反省をほんとうにしなければならぬが、その点を先ほど証券局長に聞いたのですが、証券局長は先般、経団連の会長や会計士協会の会長に厳重な通達をした、それはいいことありますが、大臣、その通達の中身はよく御存じだと思いますが、あなたの自身どういうふうに考えておられるか。実業界、財界ですね、その方面に対する見解をひとつお聞きしておきたい。こ

ここでそれを表明しておいていただけば、この公認会計士法の改正法の実施についても非常に、何とありますか、なめらかにいくと思うのですがね。

○国務大臣(福田赳夫君)

まことに、ごもつともな

御意見と思います。私は、会計士法の改正にとどまらない、あらゆる角度から企業家があなたの

おっしゃられるように反省していただきたい、か

よう存する次第であります。まあ、幾ら施策が

行なわれましても、企業家の受け入れ態勢という

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

そのためには公認会計士の厳正な監査を受けるべきではないか、そういう意味の公共の利益を守るためにどういう制度を今回強化しようと考えておりますが、さらにこの別個の公共的な——単に投資家保全という観点からではなく、一般的な公共的な関心を中心とするわけでありますけれども、先生の御指摘の点、法人といいますか、そういうものについても監査すべきであります。この点は大蔵省でその政策自体をきめます、この点は大蔵省でその政策自体をきめる立場にございませんので、私限りで答弁できなきのであります。公認会計士は何も証取法の監査しかできないという能力を持つているものではございません。そういう意味から考えますと、できるだけそういう利益の確保、われわれと違った観点の公共の利益がありますが、せっかく公認会計士といふ制度があるのでござりますから、できるだけそういう場合にも公認会計士といふものの制度を活用してもらいたい。この点ははつきりわかれわれは申し上げることができます。

うのです。これに対する主務官庁であるとか、主管庁の権限であるとかないとかいうことではなくて、財政金融はあなたのほうを中心なんですからね、こういう点を国全体の将来から考えてどうとかしなければならぬという考え方を持っておるか、その点を、あなたから答弁できなければ、大臣が幸いいるのでござりますから、私は希望と努力の方向をあなたたちからお聞きすれば、いいです。

○國務大臣（福田赳太君） 野満先生のお話、御趣旨は私どももそう考へておるのであります。いまよく問題になりますのは、学校法人を一体どうするのだ、こういうことがいわれる。これは先生のお話のよう御趣旨で、前向きに検討しようと思つております。それから、金融機関は一体どうするのだといふ議論があります。これは大蔵省に相当整備された検査機能があります。これは公認会計士よりおそらく徹底した調査をいたしておるわけであります。ここまで及ぼすのは一体どうだらうか、これは二重行為になりはしないか、そんなような感じを持つておられます。しかし、この公認会計士の制度の考え方が、これはできるだけ多数のものにその機能を及ぼして、そして公共の福祉を守るということにしなければなりませんので、なお先生の御趣旨のよくなことで具体的には当たつてみる、かよろくな考え方であります。

監査に従事する者に監査に係る監査の実績を記載する。監査に係る監査の実績を記載する。
責任者が百五十七日、補助者が二・二人、監査延べ日数が二百五十九日、この会社平均監査延べ日数は、責任者で三十一・四日、補助者が五十一・八日、次に一會社一人平均の監査日数は、責任者が二十六・一日、補助者が二十三・五日となつていて、これについて若いまじめな中堅的な公認会計士の方々からいろいろ意見を聞いてみました。そうすると、五百億円以上の会社の監査をきちんとやるには一千日もかかるのではないか、ほんとうの監査をやろうとすれば、こんな日数ではできないだろうといふのです。ところが、大蔵省の数字資料では、何と一社平均監査の延べ日数は、責任者と補助者を合わせまして八十三日ですね。これは中堅的なはじめな会計士の人々から聞くといふと、とても奇術師でもなければできないと言つておるので、この問題はどういうものでしよう、ひとつ。
○政府委員(加治木俊道君) 数字の上から見ました限りにおいては、私も全くそういう感じを持つております。これはしかし、全体をサムアップしておりますから、全体を集計してやつておりますから、あるいは個々の会社の中には十分な監査をしているところがあるのではないかと思うのであります、しかし逆に、この全体の平均がそないふことで、ある特定の会社にたとえば千日以上の監査日数をかけているということになりますと、非常に監査の十分行なわれていない会社があるということになるかと思うのであります。まあ監査というものがどの程度のエネルギーといふか、労力を使うものであるか、またどの程度の労力なりエネルギーを使えば責任ある監査ができるものか、会社の内容、業務内容等によっていろいろ差があると思います。十分われわれのはらもそういう問題についても検討いたしまして、これはあくまでこの当事者同士の契約ベースで、また当事者同士の責任において処理されておるわけでありますから、この会社は何日以上やらなければならぬということを一律にこちらから規制することはなかなかむずかしいと思いますが、今度公認会計士

協会も特殊法人化されますし、また公認会計士の地位も、監査法人あるいは公認会計士協会の特殊法人化によって総体的に上がっていくと思うのですがあります。そうすれば、公認会計士が責任ある監査をするために必要な日数は、会社に対してもかなり強い立場で臨むことができるようになるとおも待ちできるのではないかと思うのであります。いずれにしましても、この数字の上から、私も先生と全く同じような感じを持っております。

は、別途取扱い規則等に公認会計士の資格をもつておられる方々がござりますが、私はこういう点を非常に心配しております。たとえば、法人格を今度は持つ。その場合――前の公認会計士協会の方々が悪いとか間違つておるとか、私はこう言うのではありますけれども、前回の公認会計士協会にいる執行部の方々でも、ただいま申したような大きな会社を幾つもやつておる人がおるのですね。そういう方々はやっぱり今まで奇術的操作でやつていったわけなんですが、そういう点について反省をされたのか。そういう反省がなくてこれを認められたというか、賛成したということになると、私はふに落ちないのであります。と申すのは、いまの協会の三役、常任理事の証取監査の実施状況で見ると、証取監査の相当会社数は最高が十七社、

十七社担当などについては、今までルーズな監査をやってきたのではないかという疑いを持たざるを得ないのでございますが、とにかく奇術的操作が今後特殊法人となつた場合に実際にあつてはいけない。この点どうでしよう。

○政府委員(加治木俊道君) まあ監査体制の充実強化という意味で、先般、監査実施準則、監査報告準則等を改めまして、これからはたとえば関連会社がある場合にはその会社に直接行つて調べると、それからたなおろし資産等は必ず現実に立ち会う、あるいは重要な債権債務関係は相手方についても確認すると、こういった体制強化をいまはかつております。したがいまして、今後は新しくこの準則に従つた監査をするためには、從来以

上の日数をかけざるを得ないようなことになると思いますが、これはもちろんその会社自身の經理なりあるいは会社自身の監査体制がどういうふうになつてゐるかというようなことで、具体的には一がいには言えませんけれども、当然、全般としては、監査体制の充実強化に従いまして監査日数等も延ばさざるを得ない、当然またそういう方向にいくであろうということを期待いたしておりますし、先ほど申し上げましたように、ややともすると公認会計士としても責任ある監査をするために、その点について十分自己の主張を通しながら、監査日数等もふやして適正な監査を行なう、こういうことになるのではないかと考えております。

○野溝勝君 私は、先ほど証取監査の実施状況を一部申したのでござりますが、いま局長の言われるのは非常に筋の通つたお話をございますが、実際問題として私は先ほどの数字を示したのですがね、なお、協会のほうを調べてみると、会長が七社持つている。でかいのを七社。それから、副会長が四社、常務理事で七社というのがある。法改正後は、実際に協会の仕事も相当になります。要するに、いろいろと書類の関係や各会計事務所から来るのをいろいろ点検といいますから、しなければならぬ。そこで、いまのような状態は好ましいものではない。まあこれはこれとして、先ほど申しだとおり、五百億以上の会社の一社の監査日数が一千日かかるという想定からいふと、補助者を幾ら入れましても、なかなかできるものではないと思うのですが、まあこういう点から先ほどの質問をしたのですがね。そういう点はどうなんですか。私はむろんこの際特殊法人にして、仕事を有機的、円滑に運ばせるには、もつとかゆいところに手の届いた注意なりが必要ではないかと思うのですがね。あとでうまくいかなかつた、失敗だった。また反省をして、また法律改正案だ

實際にもう数字の上でできないこととわかつておるのですが。事のですからね。ですから、こういう点は改められなければならない。^あ公認会計士法は國際的にも劣りしない、パートナーシップをとっているアメリカなどにも負けないような意味で、日本の特徴性を生かしてつくったのですから、その御労苦に報いる私は感謝しますよ。しかし、その御労苦に報いることの裏づけがなければならぬと思うのですね。そういう点において非常に私はしろうとながら心配しておるのでござりますが、それはどうなんですかね。

○政府委員(加治木俊道君) 全く同感でござります。できるだけ御趣旨の方向に沿つて努力いたしたいと思います。大蔵省には監査会社の届け出書、報告書等が参りますので、その審査等を 통하여間接的に説導することもできましようが、やはり受け入れ側である被監査会社がいたずらに監査報酬を十分な監査報酬だとは必ずしも私は思っておりませんけれども、日数がかかるとよけい費用がかかるわけです。そういう点からこれをきらうといふようなことがあるいはあるかもしません。この辺も十分協力しといいますか、当然のこととでありますけれども、理解してもららう。それから、公認会計士のほうも責任ある監査ができるためには良心を持つて必要な目数は取るというようなあるいは必要な補助者等を使う、そしてそれをあくまで被監査側である会社に主張できる、これを協会としてはバックアップしてやる、こういったようなことで御趣旨の方に向っていくことはできるのじやないかと思います。

○野満勝君 そこで、さつき局長にお伺いしますとおり、あなたが法律改正にあたつて協会長及び経団連会長に警告といいましても、受け入れ側た中に、そういう趣旨がどの程度まで話されたか、財政関係もありますし、まあ好き嫌いがあるか

ら好き嫌いがあるということは、やっぱりどうか疑問と不信を持たれるだがね。そういうことがあります。明るみで、ガラス張りでやるということになれば、私は大蔵省あたりが相当この制度を生かすために、具体的に言いますと、会社側にも、前の人でなくちゃならぬということもないし、またこんなことをやって紛飾決算でも起こしたらいかぬから、人をこれぐらいにして。それからまた、公認会計士協会のほうには、たとえば、たくさん担当会社を持つておる人に対しては、実際ににおいてできないことを無理しておるというと、またそこから問題が起きてくるから、これを適正に配分といいましょうか、これぐらいにしてはどうかといふぐらいのことは、せっかく公認会計士法の改正法を出して粉飾決算を押さえようというときでござりますから、あなた方はこういうことについて配慮するかどうかということをお聞きし、また、配慮がなければ、配慮をしてしかるべきものではないかと思うのです。これは当局の身になって私は質問しておるのでございますが、この点はどうでございますか。

○政府委員(加治木俊道君) 全く同様に考えております。ただ、これはあくまでたてまえは被監査会社と公認会計士の契約ベースの問題でござりますから、われわれのほうで権力をもつて介入できる筋合いのものじやないと思います。しかし、現実にせつかくの制度ができるおるにもかかわらず適正な監査が行なわれないということがあつては、これは何ら意味をなさないわけであります。十分御趣旨のような配慮はいたしてまいりたい。できること——まあできないこともござりますけれども、微妙な問題もあるのでございますが、たとえば、今度公認会計士協会を特殊法人化しますと、かりに適正な監査をしようと思ったがために会社側とトラブルが起きるということがある場合には、会社側でその問題を取り上げてもらおうというようなことにしております。協会としては全員加入でございますから、その処理いかんによつては、会社側も今までのようには無理無体な要求はできなく

なるといふことも期待できるのではないかと思つております。

○野溝勝君 時間がもうありませんので、深い質問はいたしませんが、最後にもう一つ私はお伺いしておきたいと思います。公認会計士に対しては強い規制があることになつておりますが、先ほどから申し上げましたとおり、公認会計士だけ規制をしてもらわだから、会社のほうでも十分その点は考えてもらいたいということを、これは当局として言うことは絶対必要ですね。お互いがやはり間違いを起こさぬようにしてやつていくべきですから、そちら辺はひとつ配慮してもららうといふことにして……。

それから、これは本改正案についてではありますから、これは本改正案についてではあります、公認会計士の問題でござりますが、さきの国会での質疑や当局に示してきた私の意見などを、試験に関して改善がなされております。試験制度の問題についてはいろいろと意見がございましたが、その後改正されまして、当局がこまかい配慮をしておりまして、これは受験者としては非常に明るくなつてしまひました。自分の試験結果がどうであつたかわからぬでは、実際将来ある者としては希望を失うのでござります。どこに一体失敗があつて、どこに欠陥があつて、筆記試験においてどこに失敗があつて、欠陥があつて、口述試験——口述試験のことはわからぬけれども、まあそういう点をとにかく今回は明確にしてもらつて、この点を明らかにしてもらつたので、受験者は非常に喜んでいます。まあこの点は非常によい点だ。私の申し上げることは、ここまで配慮しておつたにかかわらず、長い間私の力説しておつたインターナン制度の問題について触れる後輩を養成するのに、司法試験や他の医学方面のインターナンよりは、給料の点においても資格の点においても非常に差別があり過ぎるのですね。せつから監査の業務を充実していくといふのに、そのときに触れてないのは少しおかしいのですが、検討してみたことがあるかね、まだどうしようど

いうのだね、この点を聞いて私は質問を打ち切ります。

○政府委員(加治木俊道君) 非常に重要な御質問でございます。制度の基本にも触れる問題でござりますので、ぜひこの際再検討して、適正な結論を得たいと思います。まだ結論を得るまでに至っておりません。関係方面とも十分相談して真剣に取り組みたいかように考えております。

○野溝勝君 大臣、ただいまの証券局長のお答えのとおり解釈してよろしくうございませんか。○國務大臣(福田赳氏君) さよう御了承願います。

○成瀬幡治君 私は、実は大臣に金融関係の問題、いろいろな問題についてお尋ねしたかったわけですが、そういう問題はあと回しにして、簡単に公認会計士のことについてお尋ねしておきたいと思います。

その前に、商法の四百八十九条ですか、会社の財産を危くすること、これについて今まで一體、粉飾決算とからんでまいりますが、告発といふか、起訴された件数がどのくらいありますか。○説明員(味村治君) ただいまお尋ねの件でございますが、実は私、御質問の問題は刑事局の関係でございまして、私ちよつと手元に資料を持っておりませんので、お答え申し上げかねる点でござります、刑事局の関係でございまして。

○成瀬幡治君 あのね、まあそれじや何件といつてはつきりした件数じゃなくてもいいんですけど、こういう法律が確かにあることはあるわけです。そして粉飾決算といふものがやかましくなつてきたわけですが、最近ですね、起訴されたのは私も承知をしておりますけれども、どうもそれまではあまり問題になつていなかつたように記憶しているんですがね、どうなんでしょうか。

○政府委員(加治木俊道君) 私のほうは所管が証取法でござりますので、証取法違反について、起訴といいますか、告発した事例があるわけであります。それはいずれも起訴になりまして、同時にいま御指摘の商法違反といふことで起訴されてお

ります。それ以外にですね、証取法と関係なくそういう起訴がどの程度行なわれているかは、私つまびらかにいたしませんが、私のほうとの関連だけで取り上げますと、起訴された事例はごく最近の二件だけになつております。

○成瀬幡治君 少なくともですね、大衆の、何といふんですか、資金を擁護するといふことが大事なります。それをずっとやつてくると、証取法によって今度の改正でお前進した形になりますけれども、公認会計士協会が特殊法人になつておりますね。より大衆の投資を擁護する、こういうことは行なわれてきた。あまりなかつたかも知れないとになつてくると、理事会はそななると思います。しかし、今までのよろに粉飾決算といふものは行なわれてきた。あるいはなかつたかも知れないと、いままでは。あるいは、あつたけれども、それが見過ごされていつて、そして会社がいつかは立ち直つてきたり、あるいはもうまいことしたのがそのまま口をねぐって過ぎてしまったかもしれない。

そこで、私は、今度のこういう改正とからんで、いわゆる商法の改正、証取法とからんで商法の改正といふものが大きな問題になつてまいりと思いますが、そういうようなことについて法務当局と、あるいは通産省も関係していくと思しますけれども、そういううぼうと打ち合わされて、どんなふうになつておりますか。

○政府委員(加治木俊道君) 商法のほうは法制審議会で、單にわれわれとの関連する問題だけではなく、広く取り上げておられると思うんであります。が、私のほうは私のほうなりに証取法——証取法といいますか、証取監査に関連して、会社経理の適正化をはかる見地から、商法サイドにおいても一つ考えていただきたいということは御要望申し上げております。

〔委員長退席、理事藤田正明君着席〕
しかし、商法の問題になりますと、単にわれわれのサイドからだけでは結論が出せない問題もありましょから、このあと、今後といえども、十分その辺は関係当局と御協議申し上げながら、できるだけわれわれのサイドからの趣旨を実現で

きるようにわれわれとしては努力していただきたいと思います。しかし、これは直ちに商法を取り上げなければならぬ問題ばかりでもない。先ほど野溝先生の御質問の際にもお答えしたんであります

が、たとえば証取法の届け出報告あるいは決算について、これは商法との関連がありますからなかなかむずかしい点もありますけれども、証取法限りでできる面もあるかも知れないと思うので、その点はただいま審議会で取り上げて検討していただております。

○成瀬幡治君 私は、野溝さんが先ほど非常にむずかしい問題であろうと、そして大臣等も御答弁になつておつて、今度は監査を受けるほうの会社自体と申しますか、経営者自体のほうが非常に問題だと、こういふ話をされて、そういうことに今後も努力しよう、大蔵省はそういう方向にあるんだと。

〔理事藤田正明君退席、委員長着席〕
こういふ方向にあるとすると、当然証取法なりあるいは商法の改正なんかにも重大な関心が払われておる。しかも、その中で商法の四百八十九条なら四百八十九条違反で問われたものがどのくらい過去にあって、どうなんだと、そして監査役制度といふようなものははどうなつていかなくちゃならぬとか、そういうふうなことについて一応の結論をここで言ふといふのは重大かも知れませんけれども、そういうふうなことについては調査なりあるいは相当な討論が実は行なわれておるものと期待をしておつたのです。ところが、いまお聞きしますと、どうもしておつても、まだやつておる段階であるから、影響が重大であるから話はされぬというの、それとも、やっておみえにならぬといふのか、その辺のところ、ちょっと判断をしかねます。

ういうふうに、今後こういふ問題については積極的に、私は大蔵省としては当然意見を法制審議会なら法制審議会に反映される、あるいは大蔵当局としては証取法の改正等にも取り組んでいかれる、そ

○木村謙八郎君 きょうはかなり基本的な問題について質問しようと思ったのですが、時間がございませんから、それはまた他の機会に譲りまして、二十三日に政府は新長期計画を審議会に諮問をしまして、また審議会の会長の木川田さんがいわゆる木川田構想ですか、構造金融構想を打ち出しておるわけですね。そういうものとの関連において、今後の財政金融の基本的な考え方について、まず抽象的ですがひとつ伺つて、それから、それとの関連で具体的な問題として日本銀行法の改正ですね、これを大蔵省は一体どうするのか、この問題について伺いたいと思います。

まず最初の、かなり抽象的な質問ですが詳細についてはまた別の機会に、これまでの政府のいわゆる長期計画といふものについての反省、批判の問題と関連して伺いますが、さしあたり当面の時点としては新長期計画を諮問したわけでございま

すから、それとの関連で、特に今度は財政金融のウエートが相当長期計画において大きなウエートを占めるように伺つておるものですから、まずその点について大蔵大臣の基本的な考え方を伺います。

○國務大臣(福田赳太君) 昭和四十一年度予算もいよいよ実行段階になりましたが、これから先の財政金融政策をどういうふうに持つていいか、お

話のようになりますにそういう問題と取り組むべき時期に来ておるわけです。そこで、大蔵省といたしましては、財政の問題につきましては財政制度審議会、それから税の問題ですね、これにつきましては税制調査会、金銀問題につきましては金

度調査会、この三審議会、調査会を再発足をいたしましたして、広く識者の意見を求めるながら長期的な

施策をどういうふうに進めていくかといふことをただいま進めようとしておるところです。現に財政制度審議会及び税制調査会は先月末審議を再開いたしましたして、もうすでに審議過程に入つております。それから、金融制度調査会は大体、ただいまのところ、六月の六日ごろ第一回の会合を持ちまして、そうして金融諸問題に取り組む、こういうう段取りを考えておるわけなんあります。

それから、もう一つの問題は、公債発行下における公債の償還の問題、これを制度的にどういうふうに角角度の問題を論議してまいりたい。これはテーマではございません。広く諸問題を審議していきたいたい、こういう考えでございますが、さしあたり国債の償還の問題、これを制度的にどういうふうに角角度の問題についての意見を固めておきたい、かように考えております。

それから、もう一つの問題は、公債発行下における公債の償還の問題、これを制度的にどういうふうに角角度の問題についての意見を固めておきたい、かように考えております。

それから、制度調査会の直接の問題ではございませんけれども、大蔵省としては何としても国債

政策を成功させなきやいかぬ、こういうふうに考

えておりまして、国債の今後の上場、そういうもの

をどういうふうにやつっていくか、今後の国債の条件

のあり方というものでありますとか、あるいは国債をめぐる金利のいろいろな問題が起つてきます。

そういう問題でありますとか、国債を中心とする諸問題、これはできる限り勉強いたしまして、この政策が順調に成功するようとにいたための努力

をいたしたいと、こういうふうに考えております。

かたがた、いまお話しの経済審議会も、会長が

今度かわりまして新発足したような形になつてお

ります。経済審議会はすでに総会を持ちまして、

政府のほうから均衡のある経済の発展はいかにして達成すべきかといふような趣旨の諮問をいたし

てるわけなんです。私はこの審議会には出席は

いたしておりますけれども、私が報告を受けたところでは、この審議会の運営といふものは、

いままでの計量的な考え方よりは政策面に重きを置こう、つまり経済は一体どうなるんだといふの

じやなくて、どうすべきかといふ考え方を入れた審議検討、こういうふうな傾向でござります。

しかし、計数の全然ないといふ計画、構想、これ

も無意味でございます。いま政府では、住宅だと

か、道路だと、港湾でありますとか、長期計画

があります。それから、今後いろいろな長期計

画が出てくる。そういうものを縫合して、一つの

ワクといふか、そういうふうなものも検討される

ことがあります。

それから、金融問題つきましては、さしあたり

とにかく金融ですね。これが非常に重要な問題

だというふうに考えておりますので、そういう問題に取り組む。その他、いまの制度が制定以来相

当古くなつております。今日の金融情勢が非常に変化をしておる、そういう状態にある。また、金融機関も、それぞれの機能というものもだいぶ変わつております。そういうものに対応してどういう制度的な改正を行なうべきかといふ問題、それから、そういう問題を詰めていきたいといふように考えておるわけあります。

それから、制度調査会の直接の問題ではございませんけれども、大蔵省としては何としても国債

政策を成功させなきやいかぬ、こういうふうに考

えておりまして、国債の今後の上場、そういうもの

をどういうふうにやつていくか、今後の国債の条件

のあり方というものでありますとか、あるいは国債をめぐる金利のいろいろな問題が起つてきます。

それから、制度調査会の直接の問題ではございませんけれども、大蔵省としては何としても国債

政策を成功させなきやいかぬ、こういうふうに考

えておりまして、国債の今後の上場、そういうもの

をどういうふうにやつていくか、今後の国債の条件

うことから温存することにいたしました。」こういふ意見を述べておるのであります。これは事実かどうかわかりませんが、とにかくある雑誌からの引用です、速記なんですが。

そこで、従来の経過からいきまして、当然今国会には日銀法の改正案が出なければならぬはす

だつたのです、田中大蔵大臣の前のいきさつからいきまして。ところが、田中大蔵大臣は日銀法の改正をやめたといふのです。これは同じ自民党政府ですから、福田大蔵大臣にかわられても、大蔵省としては日銀法改正案を出すべきであつたと思うし、そういうようにまた理解しておつたのです。これは同じ自民党政

府で公債発行下の財政金融になりますと、それへの対応で日銀法の改正は一そく重要ななるわけです。ですから、われわれは出るものと思つておつた。ところが、取りやめたといふよろなそういう田中大蔵大臣のことばがはつきりある經濟雑誌に出でおつて、私はおかしく思つたのです。ますます日銀法の改正が重要になつてきただのに、取りやめた。なぜ取りやめたか。昭和三十五年に答申された、今日までドイツのナチスのライヒスパンクに例をとつた日銀法とかあるいは戦時立法ですね、こういふものを早く平和立法に変えなければならぬということを前から言われて、もう三十五年に答申をされて、当然今国会に出なければならぬと一出すと言つておつたのが、今度は公債発行政策がとられてからこれが取りやめられたようになつておる。特にこの間の証券恐慌のときの日銀の融資等を考えて、どうもこういふ戦時立法は温存しておいたほうがいいじゃないかといふことで、日銀法の改正は取りやめたのじやないかと、こうわれわれは解する。ですから、これは非常に重要な問題ですから、大蔵大臣は今後の日銀法の改正についてはどうこれを取り扱われるか、伺いたい。

○國務大臣(福田赳夫君) 日銀法は、いまお話しのよろこび、すでにこの前の通常国会に提案した前までの完べきな準備ができなかつた關係上、寸

前というところでとまりになつておつたわけですか。ところが、この国会にそれを精査して出されど、どうかといふことになりますと、昨年からことしにかけて公債政策採用、こういふ重要な変化が行われておるわけです。この公債政策の動かし方

といふものよくにらんで再検討する必要がある

常国会に提案しようといたしました案をさらに白紙の立場で検討してみたい、こういふ気持ちになつてきておるわけであります。

それで、いま田中幹事長の何か談話かなにかの

お話をありましたが、私ども政府としては、この改定をやめるという考えは持つております。これ

はぜひ改定をいたしたい。改定をいたしたいが、

しかし、新事態に即応いたしまして、よく考えてみなくちやならぬ。これは金融の基本法とも申すべき性格のところが多いわけであります。慎重を期さなければいかぬといひので、これから検討に入つていただきたい。こういふ段階であります。検討が済みました上は、もとより国会に提案いたしまして審議をわざわざ、こういふ方針であります。

○委員長(徳永正利君) ちょっと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(徳永正利君) 速記を起として。
○木村禧八郎君 そうしますと、もう一度金融制度調査会にまた意見を徵するといふことになりますが、審議をわざわざ、こういふ方針であります。

○委員長(徳永正利君) ちょっと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(徳永正利君) 速記を起として。

○木村禧八郎君 荒調べといふか、下調

度調査会にまた意見を徵するといふことになりますが、審議をわざわざ、こういふ方針であります。

○委員長(徳永正利君) ちょっと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(徳永正利君) 速記を起として。

○木村禧八郎君 そうしますと、もう一度金融制度調査会にまた意見を徵するといふことになりますが、審議をわざわざ、こういふ方針であります。

○委員長(徳永正利君) ちょっと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(徳永正利君) 速記を起として。

○木村禧八郎君 それ非常に重要な公債発行下で

なつてくる。問題はもう煮詰まつちやつておる。大蔵省の指示権の問題です。大蔵省が指示権を持つつか、あるいは日銀のほうの政策委員会ですか、あすこに對して日銀と政府と意見が違つた場合、政策委員会に議決を延期することを求めることが

できるということ、この点で意見が分かれたの

ところが重要な点についてあるというならば、これは金融制度調査会にもおはかりいたしまして、

そこで、むしろ大蔵大臣の言われるように、公債

発行でインフレにならないようにするためには、むしろやはりそういう調整機能といふのは必要な

ことですよ。逆に、そういうことと、まだまだ発券制度といいかどうか。やはり発券制度についても問題があるわけです。ああいう

答申もありまして、いまのようなく無制限な発券制度といいかどうか。やはり発券制度についてもある程度の、いまの最高額だけではこれはまるで無制限ですから、また諮問し直すということになると、もっとルーズにできる。政府の統制をもつと強化できるようないふ形の諮問といふように私は思つたのですが、その点はいかがですか。

○國務大臣(福田赳夫君) ただいま全く白紙で考

えておきたい。予断というか、予見した、どちらの考えは持つております。

○野溝勝君 関連質問。先ほど財政金融の問題で

木村委員から質問がありましたが、これは私は本

委員会においても大臣に申し上げておきましたとおり、やはり日本の経済が貿易収支、経常収支に

います。ただいま次の国会に御審議を願うといふことをはつきり申し上げるだけの準備をいたしました。

○國務大臣(福田赳夫君) これは間に合えばと思

います。ただいま次の国会に御審議を願うといふことをはつきり申し上げるだけの準備をいたしました。

○木村禧八郎君 次の国会に出しますか。

○國務大臣(福田赳夫君) これは間に合えばと思

います。ただいま次の国会に御審議を願うといふことをはつきり申し上げるだけの準備をいたしました。

○野溝勝君 関連質問。先ほど財政金融の問題で

木村委員から質問がありましたが、これは私は本

委員会においても大臣に申し上げておきましたと

おり、やはり日本の経済が貿易収支、経常収支に

重点を置いたことは当然なんです。私が心配いたしましたのは、資本取扱いの問題です。特に国際收

支において重大な国際的な動きがあるといふこと

で、大臣も非常に重大だからといふ答弁をされて

おるわけです。御承知のように、ユーロゼンスの問題から、非常に国際金融上重大な資本取扱いの問題が

今日当面の問題になつておるわけです。そこで、私はあのとき引きと大きな問題になるからと申しておきましたが、単に大臣は金融の問題について今は後回しに考えておこうといふわけです。いまその動きがありますが、これは急速に金融体制といふものを総合的に考えられるようになつておきます。

せんので、具体的に答弁をしていただいて、あとでまたゆづくり……。

○國務大臣(福田赳夫君) いままである案をさつと見直してみまして、これはどうも改正は答申の

ところが重要な点についてあるというならば、これは金融制度調査会にもおはかりいたしまして、

練り直すといふふうにしたいと思いますが、しかしあのままいいんだと、大体よからうといふ

判断ならば、制度調査会にははからいで成文化していいと、こういふふうに考えておるわけであります。いまどことどらするといふよろな予断は持つておらぬということです。

○木村禧八郎君 次の国会に出しますか。

○國務大臣(福田赳夫君) これは間に合えばと思

います。ただいま次の国会に御審議を願うといふことをはつきり申し上げるだけの準備をいたしました。

○野溝勝君 関連質問。先ほど財政金融の問題で

木村委員から質問がありましたが、これは私は本

委員会においても大臣に申し上げておきましたと

おり、やはり日本の経済が貿易収支、経常収支に

います。ただいま次の国会に御審議を願うといふことをはつきり申し上げるだけの準備をいたしました。

○木村禧八郎君 これは間に合えばと思

います。ただいま次の国会に御審議を願うといふことをはつきり申し上げるだけの準備をいたしました。

○野溝勝君 関連質問。先ほど財政金融の問題で

木村委員から質問がありましたが、これは私は本

委員会においても大臣に申し上げておきましたと

おり、やはり日本の経済が貿易収支、経常収支に

います。ただいま次の国会に御審議を願うといふことをはつきり申し上げるだけの準備をいたしました。

○木村禧八郎君 これは間に合えばと思

います。ただいま次の国会に御審議を願うといふことをはつきり申し上げるだけの準備をいたしました。

○野溝勝君 関連質問。先ほど財政金融の問題で

木村委員から質問がありましたが、これは私は本

委員会においても大臣に申し上げておきましたと

おり、やはり日本の経済が貿易収支、経常収支に

います。ただいま次の国会に御審議を願うといふことをはつきり申し上げるだけの準備をいたしました。

○政府委員(佐竹浩君) 御承知のように、銀行あるいは相互銀行、信用金庫、その他それぞれ法律に基づいて設立されております各種金融機関に対しましては、大蔵大臣が検査監督をいたしております。したがつて、それぞれの法律に基づいて大蔵大臣が検査をいたしておりますので、ただいま先生のお尋ねの監査といふ意味においては、大蔵大臣検査が今日あるだけでございます。

○中尾辰義君 それで、新聞等にもちらほら見るわけですがね、この際に最近における金融機関の不正な事例、経理内容等の、あるいはあわせて脱税等の問題でもありますけれども、代表的な事例について、ひとつ若干内容について説明を願いたいのですが。

○政府委員(佐竹浩君) お尋ねの点、税の問題は、

私、実は所管外でござりますので、それはひとつ国税庁のほうからお聞き取り願いたいと思いまがまかだけつこうですから。

○中尾辰義君 それでは、大蔵大臣にひとつ、大

國務大臣(福田赳天君) 脱税というケースにつきましては、私はまだ報告を受けしておりません。こういうことは間々あることだと思いますが、申告と、申告を調査した結果税務当局の見方と違があると、修正をさせる。これほどこの会社でもあることございますが、そういうケースは銀行といえどもあるんではないか、こういうふうに考えております。

○中尾辰義君 そうしますと、会社の経理内容とはこれは関係ないわけですか、税金の面だけであります。

○國務大臣(福田赳天君) 関係がないというわけじゃありません。これは税務の見方と、証券的な見方ですね、これが関連がなければならぬといふふうに考えておりますけれども、できる限り大蔵部内のこととありますので関連をとりたいと、かように考えております。

○中尾辰義君 そういったようなことについて、今後大蔵大臣はどういうふうに監督を強化してい

くのか。

それから、会社の経理につきましては、今回公認会計士法の改正をお願いする。これも会社経理の適正を期し、大衆に迷惑を及ぼさぬようにして、この面も、この法案にあらわれているようになります。これは今後も一そら監勵してまいりたいというふうに考えております。

○國務大臣(福田赳天君) 金融機関につきましては、これは大蔵省銀行局が監督権を持つておるわけであります。これはまあ相当緻密な調査、それに基づく監督ということをいたしておるわけであります。

○須藤五郎君 これは今後も一そら監勵してまいりたい

といふふうに考えております。

○中尾辰義君 これは衆議院のほうでも附帯決議が出ておりますが、この公認会計士の監査対象を拡大する、そういうことに、金融機関もいろいろ

今後検討してはどうかといふふうに衆議院で出でおりますが、これについては大蔵大臣はどうお考

えですか。

○國務大臣(福田赳天君) 先ほどもちょっと申し上げましたが、金融機関につきましては、相当綿密な調査をして、それに基づいて綿密な監査をい

たしておるわけであります。そういう際に、公認

会計士がまたやるいうことになりますことがはた

して適当であるかどうか、ちょっと事務が重複す

るようになるのではないか、そういうふうな感じを

持つのです。ですから、ただいま金融機関について

検討はしてみたいと、かようく考えております。

○須藤五郎君 私、この公認会計士審査会の答申

を読んでみたんですが、この七ページの中間どこ

ろに、今度特殊法人をつくる必要性といふ条項

に、現行の社団法人の形態では不十分であり、こ

れを特殊法人とすることが適當と考える。」とい

う条項があるのですが、この不十分だという認定

どういう点が不十分なのか、ひとつ……。

○政府委員(加治木俊道君) 現在では任意法人でござりますので、全員加入の制度になつております。されども、その使命の遂行に不十分である、こ

とでござります。

○須藤五郎君 それで、今度特殊法人をつくれば、それで十分なんですか。

○政府委員(加治木俊道君) 全員加入という意味

ではありません。したがつて、公益的な法人ではございません。したがつて、公益的な法人ではございません。したがつて、公益的な法人ではございません。

○須藤五郎君 それで、今度特殊法人をつくれば、それが十分なんですか。

○政府委員(加治木俊道君) これはあくまで制度面の手当てでございまして、適正監査というものが現実のものとなるかどうかは、公認会計士ばかりでなく、被監査会社であります会社側の体制も整わなければなりません。あるいはその自覚が高められなければならないわけです。当然公認会計士の適正監査といふ意欲と努力も伴わなければ、制度面の手当てだけでは——すべてが制度面だけで解決できる問題でないと思う。何もこの問題ばかりでございませんけれども、全員加入といふことでありますけれども、会社側の体制も、こういふ特種法人化されますと、公認会計士のそういう使命の遂行が徹底できるということ、それから、法人格が与えられるという法律上の特殊法人といふことでござりますと、やはり公共的な仕事といふことでござりますと、やはり十分期待できるのでありますか、範囲が拡大されてくる、こういふ両面からかなり機能が高められるということをわれわれ期待いたしておるわけであります。いまの段階ではこの程度の改正をお願いするのが適当ではないか、かようく考えておるわけです。

○須藤五郎君 しかし、このちょっと上のほうに書いたことが書いてあるのですね。「しかしながら、この答申に述べられている具体的措置は、単に制度的基盤を整えるものであり、これらの措置の趣旨が十分に実現されるためには、直接この制度の運用に当たる公認会計士自身の今後の努力をしておるわけであります。そういう際に、公認会計士がまたやるいうことになりますことがはたして適当であるかどうか、ちょっと事務が重複するようになるのではないか、そういうふうな感じをあるのですね。で、私が先ほど言つたのとこのところは、非常に矛盾するところがあると思うのであります。あなたはこれで十分いける、こういう意向ですけれども、やっぱり答申 자체がこの法案では不十分だ、やっぱりこれを、十分に機能を發揮するためには公認会計士の努力が必要だ、こういうことが私は出ていると思うのです。だから、今までお約束をいたしかねるわけでございませんが、ぜひそらいたしたい。それからまた、そういう方向へ向かって会社側も公認会計士側も努力すべきではないか、こういうことは言えると思いますが、はたして絶対そういうことが絶無になるというような事態になるかどうかは、今後の関係者間の努力にかなりかかるてくると思うのであります。

○須藤五郎君 そうすると、依然としてそういう不正な行為が今後も起ること、やはりあり得るということになるんじゃないですか。この特殊法人つくつても、それは防止することはできないのじゃないですか。

よつてつかむことができるのか、こういう質問なんですがね。ここには、何人も不正があると思料したときは、大蔵大臣にその事実を報告して、大臣はその事実の報告によつて適正な措置をとらなければならぬという、これは非常な問題が起る条項じゃないかと思うんですがね。また、何人も思料したということを大蔵大臣に報告するわけですが、その人の思料したことが正しいのかどうかということはどういうよろんな方法で一体判断し調査するんですか。

○政府委員(加治木俊道君) もちろん、現実に懲戒といふことになりますと、はつきりした信託をつかまなければなりません。ぜひ諸資料を収集し、また調査し、それから現実に当該公認会計士の懲戒をする場合には、本人を呼んで聴問といふ手続きをとつて、本人側の申し立ても十分聞いた上で、十分な信託を得た上で処置をするつもりでございます。

○須藤五郎君 そうすると「公認会計士又は会計士補に前二条に該当する事実があると思料する」とあるんですが、いわゆる悪意的に作為的にこの公認会計士や会計士補をおとしいれようといふ計画をもつて、私はこう思うといふよろんな報告が大蔵大臣に行つたときは、この人たちの立場を傷つけない、どんな方法でそれを調査することができるのか、危険な条項じゃないかと思うんですが。

○政府委員(加治木俊道君) 悪意をもつて粉飾、誇張したといふか、目をつぶつたことがはつきり確証をもつて把握された場合には、立場の尊重といいますか、むしろそれは当然制裁に付すべきだと思ひます。

○須藤五郎君 その事実をどういうふうにして調べるかということなんですよ。

○政府委員(加治木俊道君) これは調査権限がありまして、会社側に対する調査もできます。それから、諸資料も収集いたしまして、ケース・バイ・ケースでござりますけれども、実際なかなかむずかしい問題がケースによつてはあると思うんですね

が、われわれの能力との関係をございます。ケース・バイ・ケースの問題でござります。

○須藤五郎君 時間がありませんから、私は二、三質問しますが、外国の公認会計士が今まで日本会社の監査業務をやつておりますと聞くわけですが、今までに虚偽または不正な説明をした例がありますか。

○政府委員(加治木俊道君) 日本の法人で外国公認会計士の監査対象になつておりますのは数社でございますけれども、それについて今までそういう事実は発見されておりません。

○須藤五郎君 もしもあつた場合には、登録抹殺処分に該当するのか、または立ち入り検査をやるのか。

○政府委員(加治木俊道君) 必要があれば、検査をいたしまして、当然登録抹殺し、日本における公認会計士の資格は失うことになります。

○須藤五郎君 外国人の場合でも、日本人の会計士と同じことをやるわけですね。

○須藤五郎君 日本にあるアメリカの会社、その監査は日本人の公認会計士がやれるのですか。

○政府委員(加治木俊道君) それは日本人がやります。日本法人である限りは、日本会計士の当然監査対象になり得るわけございます。

○須藤五郎君 ジヤ、日本の公認会計士はアメリカの監査業務ができるのですか。

○政府委員(加治木俊道君) アメリカ側で州によつて違いますけれども、そういう資格を与えられている例は少ないと思います。当然アメリカの監査法の監査をするということになりますと、向こう側の資格を持つていてなければ、日本の公認会計士の資格だけではその資格は与えられないということになります。

○須藤五郎君 アメリカの財團が日本の会社に投資している場合ですね、やっぱしその会社を調べて来る場合は、アメリカの公認会計士がやつてきまつた者は無条件で日本の公認会計士の資格を持つことができるといふふうに聞いているのですが、日本の公認会計士はアメリカの公認会計士の資格を無条件で取れるのですかどうですか。

○政府委員(加治木俊道君) 外国の資格をもつて無条件で日本の資格を与えるたまえになつておられません。日本の試験を受けなければなりません。

○須藤五郎君 そうすると、日本人もアメリカの試験を受けて公認会計士の資格を取ることはでき

が、社債を……。その場合に、日本が公債を公募した場合、日本の会社はアメリカの公認会計士が監査していると、こういうことを聞くわけですね。どうなんですか、これは日本もアメリカも同じようにお互にやることになるのですか、どうですか。

○政府委員(加治木俊道君) 完全に互恵的になつてゐるかどうかは、やや問題があると思います。その意味で日本における公認会計士制度についてにお互いにやることになるのですが、どうですか。

○須藤五郎君 その点が私は聞きたかったのです。非常に不公平だといふ点が残つていると思います。だから、当然これは日本の会計士とアメリカの公認会計士と同じように扱われるべき条件に相違があるといふよろなことは、これはおかしいことだと思います。

○須藤五郎君 アメリカが日本に投資した場合は、アメリカの公認会計士が来て、その会社の経理を審査することができるのじゃないですか。

○政府委員(加治木俊道君) 日本法人として日本の公認会計士の資格を持つた者でなければ有効な監査はできません。

○須藤五郎君 実際アメリカの公認会計士が来てやっているのと違うのですか、アメリカが投資している会社の経理内容などといふものは、やっているのと違うのですか。

○政府委員(加治木俊道君) 実際はアメリカの公認会計士がやつておりますが、これは日本の公認会計士の資格を持つておる者がやるわけでござります。

○須藤五郎君 アメリカで公認会計士の資格を持つた者は無条件で日本の公認会計士の資格を持つことができるといふふうに聞いているのですが、日本の公認会計士はアメリカの公認会計士の資格を無条件で取れるのですかどうですか。

○政府委員(加治木俊道君) 非常に要約して申し上げましたが、項目はたくさんあります。大体そういうことになります。まだほかにいろいろ問題があるのじゃないですか。

○須藤五郎君 それじゃ、省令といふのはそれだけのことなんですか。まだほかにいろいろ問題があるのを

いるのを省令で定めるといふふうになつているのですが。この省令で定めるものとは一体どういうことなんですか。

○政府委員(加治木俊道君) 自分自身、あるいは自分のきわめて近い妻とか子供がその会社の役員になつておるとか、あるいは株主になつておるとか、大体そういう場合でござります。

○委員長(徳永正利君) 速記とめて。

○委員長(徳永正利君) 〔速記中止〕

○委員長(徳永正利君) 速記を起こして。

○須藤五郎君 それじゃ、省令といふのはそれだけのことなんですか。まだほかにいろいろ問題があるのを

○政府委員(加治木俊道君) 非常に要約して申し上げましたが、項目はたくさんありますが、大体そういうことになります。まだほかにいろいろ問題があるのを

○委員長(徳永正利君) 他に御発言もなければ、本件につきましては質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○青柳秀夫君 私は、自由民主党を代表して、本法律案に賛成いたします。

その理由としましては、最近における企業規模

の拡大と経営の多角化等に対応して、公認会計士の監査体制を充実し、企業経理の適正化を期する必要はきわめて大であります。今次の改正は、このよろな要請のもとに公認会計士の業務の改善と地位の向上をはかり、監査体制を整備充実するものであります。適切なる措置と思うのであります。

今回の改正により、最近特に問題となりました会社の不正経理や公認会計士の虚偽または不当証明といふような不祥事態が払拭され、一般投資家の保護を通じて証券市場の健全な発達に寄与し、さらにわが国の産業経済の発展に貢献し得るものと信ずるからであります。

しかしながら、公認会計士制度について今後さらに検討されるべき事項も多いのであります。私はこの際、自由民主党、日本社会党、公明党、民主社会党の四派共同提案として、附帯決議案を提出いたします。

その内容は、一、日本公認会計士協会の発足に当つては、全員の加入が円満に行なわれるように配慮すべきである。

二、公認会計士の監査については、広く会計経理の適正化を図る見地から、学校法人、宗教法人、金融機関、農業協同組合等公益的な性格の法人についても、その監査対象を拡大することについて検討すべきである。

三、企業経理の健全化を図るために果たす公認会計士監査の重要性にかんがみ、監査内容を充実するため、監査日数、監査報酬等の面での措置について、その自主性、独立性を損なわれることのないよう政府として十分検討すべきである。以上であります。何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(徳永正利君) 他に御意見もないようですが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中に述べられました青柳君提出の自民、社会、公明、民社四派共同提案の附帯決議案を議題といたします。青柳君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(徳永正利君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

なお、その日時等については、これを委員長に御一任を願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。さよう決定いたします。

次に、第一として、証券業の現状に関する件について、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。なお、その日時、人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

○委員長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

次回の委員会は五月三十一日(火曜日)午前十時からとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十五分散会

五月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、戦傷病者に対する所得税是正に関する請願(第二二六四号)

一、公衆浴場業に対する所得税、法人税減免に関する請願(第二二八七号)

一、国民金融公庫環境衛生部融資に係る公衆浴場業者の借入金利子に対する特別減免措置に関する請願(第二二八八号)

一、国民金融公庫の行なう戦傷病者の恩給担保融資額是正に関する請願(第二二三六号)(第二二九六号)(第二四六一号)

一、国民金融公庫の行なう戦傷病者の恩給担保融資額是正に関する請願(第二二三九七号)(第二二三八〇号)(第二二三九八号)(第二四二七号)(第二二四二号)

一、土地対策のための税制改正に関する請願(第二二三四二号)(第二二三九七号)(第二二三八〇号)(第二二三九八号)(第二四二九号)(第二二四三〇号)(第二二四二八号)(第二二四二九号)(第二二四三〇号)(第二二四二九号)(第二二四七七号)(第二二四七八号)(第二二四七九号)(第二二四八〇号)(第二二四八一号)(第二二四八二号)(第二二五三〇号)(第二二五三一号)(第二二五三二号)(第二二五三三号)(第二二五四二号)

四七九号)(第二二四八〇号)(第二二四八一号)(第二二四八二号)(第二二五三〇号)(第二二五三一号)(第二二五三二号)(第二二五四二号)

二四八二号)(第二二五三〇号)(第二二五三一号)(第二二五四二号)

一、企業組合に対する課税の適正化に関する請願(第二三五五号)

一、平安基金積立の立法化に関する請願(第二四三二号)

第二二六四号 昭和四十一年五月三十日受理 請願者 東京都千代田区丸ノ内一ノ一財團 法人日本傷痍軍人会 内 沖野亦男 紹介議員 山下 春江君

最近の国民の生活水準並びに経済の諸事情の著しい変動の中につつて、戦傷病者が公務傷病による障害を克服して、安定した社会生活を営み、いつそう社会経済活動に参集できるようにするため、所得税の税額控除(障害控除)を二万二千円に是正されたい。

第二二一八七号 昭和四十一年五月二日受理 請願者 東京都千代田区東神田一ノ一〇ノ一 全国公衆浴場業者に対する所得税、法人税減免に関する請願

公衆浴場業に対する所得税、法人税減免に関する請願

紹介議員 德永 正利君

公衆浴場業に対する所得税、法人税減免に関する請願

台連合会内 小穴隆太郎

国民大衆の保健衛生施設としての公衆浴場の公共性にかんがみ、公衆浴場業に対する左記の措置を講ぜられたい。

所得税及び法人税を軽減するため、租税特別措置法中に公衆浴場業に對し左記の措置を設け、

イ、特別修繕費の損金を算入すること。
ロ、医業と同様に所得計算の特例を設けること。

ハ、減価償却の特例として特別償却を認めること。

理由

一、今日の自由経済の下に、料金を物価統制令で不当に厳しい原価計算方式を適用されている私企業は、公衆浴場業ただ一つである。このことは、当局が、公衆浴場は、国民大衆の保健衛生機関として欠くことのできない公共的施設であるとの見地から社会政策的に物価統制令を適用していることにはならない。しかも、公衆浴場の営業並びに施設については、公衆浴場法、水質基準に関する通達等により厳しく規制されている。このように衛生面における指導監督取締りに重点がおかれている反面、公共的施設でありながら、經營面における経済的指導助成は、何一つ行なわれていないから、衛生指導監督と經營指導助成を一体的にかつ均衡をとつて行なうこととが緊要である。

二、公衆浴場業者は、物価統令の適用を受けているため、私企業でありながら、適正な原価、適正な利潤が得られず、經營状態は非常に困難な事態に至っている。従つて、公衆浴場が国民大衆の保健衛生福祉の向上に直接その役割を果たす使命を全うするためには、唯一の収入源である入浴料金の改定に依存する以外にはない。当局は、料金が直接消費者大衆に及ぼす影響を考え、今後も社会政策的に低入浴料金制を実施される限り従来の片手落行政を是正すべきである。

三、なお、要請事項④について、公衆浴場は強い温度のため、耐用年数十五年の途中において一回ないし二回、大修繕をやらなければならぬからであり、また、何については、料金算定が、都道府県の行なう実態調査により必要経費がおおむね明らかであるからである。

第二二八八号 昭和四十一年五月二日受理

国民金融公庫環境衛生部融資に係わる公衆浴場業者の借入金利子に対する特別減免措置に関する請願

請願者 東京都千代田区東神田一ノ一〇〇

二全国公衆浴場環境衛生同業組

合連合会会長 横倉晴二

この請願の趣旨は、第一四九〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第二二三四三号と同じである。

一、公衆浴場の営業が適正に運営されるよう、国民金融公庫環境衛生部融資に係わる本業者の借入金利子に対する特別減免措置を講ぜられたい。

一、公衆浴場業は、一般国民のため地域社会における保健衛生、健康増進のクリニックセンターとしての装置産業であるが、衛生基準の維持、保健施設の充実向上のため設備の近代化改善等の投資が多額であり、しかも借入資本の占める比率は増大の一途をたどつていている。

二、今回、政府は国民金融公庫に環境衛生部を特設し、環境衛生関係営業に特別なく融資を実施されることになつたが、これは本営業が国民の日常生活に密着していることからして當を得た措置である。

三、公衆浴場業は、環境衛生関係営業のうち、とくに一般大衆の家庭生活の延長として生活に密着しているが、公共的施設という見地から入浴料金が統制されているのみで、行政上の保護助成は加えられていない。

紹介議員 小柳 牧衛君
この請願の趣旨は、第一四九〇号と同じである。

第二三四三号 昭和四十一年五月九日受理
土地対策のための税制改正に関する請願
請願者 東京都品川区五反田二ノ三四一

紹介議員 谷健蔵外七名

紹介議員 柴谷 要君
この請願の趣旨は、第二二三四三号と同じである。

第三二三六号 昭和四十一年五月九日受理
国民金融公庫の行なう戦傷病者の恩給担保融資額是正に関する請願

紹介議員 任田 新治君

この請願の趣旨は、第二二三四三号と同じである。

第三二三六号 昭和四十一年五月九日受理
国民金融公庫の行なう戦傷病者の恩給担保融資額是正に関する請願

紹介議員 田保久外一名

この請願の趣旨は、第一四九〇号と同じである。

紹介議員 任田 新治君
この請願の趣旨は、第一四九〇号と同じである。

第三二三六号 昭和四十一年五月九日受理
国民金融公庫の行なう戦傷病者の恩給担保融資額是正に関する請願

紹介議員 任田 新治君

この請願の趣旨は、第一四九〇号と同じである。

第三二三六号 昭和四十一年五月九日受理
国民金融公庫の行なう戦傷病者の恩給担保融資額是正に関する請願

紹介議員 任田 新治君

この請願の趣旨は、第一四九〇号と同じである。

第三二三六号 昭和四十一年五月九日受理
国民金融公庫の行なう戦傷病者の恩給担保融資額是正に関する請願

紹介議員 任田 新治君

この請願の趣旨は、第一四九〇号と同じである。

第三二三六号 昭和四十一年五月九日受理
国民金融公庫の行なう戦傷病者の恩給担保融資額是正に関する請願

紹介議員 任田 新治君

この請願の趣旨は、第一四九〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第二二三四三号と同じである。

昭和四十一年六月一日印刷

昭和四十一年六月三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局